

第 1413 回 (1月 31 日)

EC 農業の需給調整

——牛乳クォータ制を中心に——

柘 植 徳 雄

今日、主要先進諸国は例外なく農産物の過剰問題に悩まされており、その解決は重要な農政課題となっている。本報告では、EC の農産物需給調整政策を取り上げ、その需給調整の論理を明らかにするとともに、特に牛乳クォータ制度に注目し、その内容と問題点についてみる。

EC の農産物需給調整政策が本格的に展開されるようになったのは、1982 年以降のことに属する。しかし、その前史として穀物の輸入代替政策が進められてきたことを忘れることはできない。とうもろこしの相対価格の引き上げが、穀物代替品の輸入増と同時に、域内産小麦および大麦によるアメリカ産とうもろこしの輸入代替を引き起こしたのである。80 年代に入っても、収量増大の著しい小麦によるとうもろこしの輸入代替がいぜんとして続いている。

穀物の供給調整政策としては 1982 年に保証限度数量制が導入され、1986 年に共同責任課徴金に移行した後、1988 年からスタビライザーが導入されている。と同時に介入買い入れの際の条件の厳格化が図られているが、これらは、穀物の需給調整が価格メカニズムを通じて追求されていることをしめしている。また 1982 年以降、穀物代替品の輸入を制限することが試みられており、部分的に成果をあげている。

一方、牛乳の場合には、1982 年に保証限度数量制が導入された後、1984 年からクォータ制が適用されている。牛乳の場合には数量規制が需給調整の基本とされているわけである。

こうした穀物と牛乳の需給調整の論理の違いは、両者の国際農産物市場における立場の違い、あるいは生産構造の違いなどに由来す

るものと考えられる。

ただし価格メカニズムのみに依拠した供給調整では穀物の増産を抑制するに十分ではなく、1988 年からは、スタビライザーの補完措置としてセット・アサイドが導入されるに至っている。

以上のような需給調整政策の展開は、小規模農場の所得悪化を招く。そこで、こうした農場に対する各種の援助措置が導入されるなり強化されるなりしてきており、つい最近には直接所得援助措置の導入も決定された。

次に牛乳クォータ制度についてみておく。詳細については『EC 農業の需給調整』（農業総合研究所、平成元年 3 月）をみていただくこととして、ここでは結論のみを記しておく。

EC の牛乳クォータ規則が制度の運用にあたって各国の選択的な適用を許すものとなっているため、一般に大陸諸国では社会志向的な、またイギリス、オランダの場合には市場志向的な政策が展開されている。

クォータ制度のはらむ弊害は生産構造の固定化の問題であるが、大陸諸国では酪農廃業計画を通じた、またイギリス、オランダの場合には市場取引を通じたクォータの再配分政策の実施によって、これまでのところ当該問題は深刻なものとはなっていない。しかし大陸諸国の場合、酪農廃業計画による廃業が今後とも順調に行なわれる保証はなく、市場取引を通じた再配分が重視されねばならない状況が生じてくることも考えられる。またイギリスの場合には、クォータ譲渡を土地から切り離そうとする動きがあるが、大土地所有の抵抗にあって今のところ実現していない。